

大分県報

令和二年
第一一一号
六月二日

（火曜日）

目次

告示

- 一 県営土地改良事業計画変更の決定及び縦覧（三件）……………
- 二 保安林の指定……………
- 二 指定予定保安林（五件）……………
- 四 林業種苗法による生産事業者の登録……………
- 四 急傾斜地崩壊危険区域の指定……………
- 四 選挙管理委員会告示
- 六 政治資金規正法第十七条第二項の適用……………
- 六 政治資金規正法による政治団体の名称等の公表……………
- 六 政治資金規正法による政治団体の届出事項の異動の届出……………
- 八 政治資金規正法による政治団体の解散の届出の受理及び公表……………
- 九 政治資金規正法による資金管理団体の名称等の公表……………
- 九 政治資金規正法による資金管理団体の指定の取消し及び資金管理団体でなくなった旨の届出の受理及び公表……………
- 九 政治資金規正法による資金管理団体の届出事項の異動の届出……………
- 〇 人事委員会告示
- 〇 職員に関する規則施行細則の一部改正……………
- 〇 公 告
- 〇 契約者等の公示（二件）……………
- 〇 競争入札参加者の資格に関する公示等の取消し……………
- 一 令和二年度大分県職員採用上級試験（社会人経験者）公告……………

〇告

示

令和二年六月二日

大分県告示第三百二十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第一項の規定により、次の県営土地改良事業の計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり当該土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

なお、利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対し審査請求をすることができる。

令和二年六月二日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

事業名

地区名

縦覧期間

縦覧場所

県営中山間地域総合整備事業
（農業用排水施設整備）

荻地区

令二・六・二から
令二・六・二二まで

竹田市役所

大分県告示第三百二十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第一項の規定により、次の県営土地改良事業の計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり当該土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

なお、利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対し審査請求をすることができる。

令和二年六月二日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

事業名

地区名

縦覧期間

縦覧場所

県営中山間地域総合整備事業
（農業用排水施設整備）

荻二期地区

令二・六・二から
令二・六・二二まで

竹田市役所

大分県告示第三百二十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第一項の規定により、次の県営土地改良事業の計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり当該土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

なお、利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対し審査請求をすることができる。

大分県報（告示）

令和二年六月二日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

事業名

地区名

縦覧期間

縦覧場所

県営中山間地域総合整備事業
(農道整備)

萩二期地区

令二・六・二二から
令二・六・二二まで

竹田市役所

大分県告示第三百三十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

令和二年六月二日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 保安林の所在場所

豊後高田市上香々地字峠四九五七番四六

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県北部振興局並びに豊後高田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

大分県告示第三百三十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林に指定する予定である旨通知があった。

令和二年六月二日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 保安林予定森林の所在場所

日田市大字鶴河内字東原三二七六番一、三二七七番、三二七八番一、三二七八番六、三二七九番、字柳瀬三三三六番

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は択伐による。

字東原三二七六番一・三二七七番・三二七八番一・三二七八番六・三二七九番・字柳瀬三三三六番(以上六筆について、次の図に示す部分に限る。)

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県西部振興局並びに日田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

大分県告示第三百三十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林に指定する予定である旨通知があった。

令和二年六月二日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 保安林予定森林の所在場所

佐伯市本匠大字堂ノ間字トビガ迫六五番、七四番、七五番(次の図に示す部分に限る。)、字ハラビハラ七一番、字日ノ平七八番・八二番一・八七番(以上三筆について次の図に示す部分に限る。)、七七番、八〇番、八二番二、八二番三、八四番、八八番、八九番、字長迫九〇番、九一番、九二番一、九二番二、字梅ノ木平四八七番二(次の図に示す部分に限る。)、九五番、四八四番、四八七番一、四八八番、四八九番、四九〇番一、四九〇番二、四九三番一、四九三番二、四九四番一、四九四番二、四九五番一、四九六番、四九七番一、字迫口九六番、九七番一、九七番二、九八番一、九八番二、九九番、一

○一番一、一〇一番二、一〇二番一から一〇二番三まで、一〇三番一、一〇三番二、一〇四番一、一〇五番、字神ノ木上三八一番（次の図に示す部分に限る。）、一〇六番一、一〇六番二、三七一番一、三七七番二、三八三番三、字タイ三八六番、三八七番、三九〇番一、三九〇番二、三九一番一、三九一番二、三九二番、字上ノ山三九四番一、三九八番、字平ノ上四〇七番、四〇九番、字宇戸首四二〇番、四二八番一、字本宮ノ下四五一番、四五三番、四五四番、五〇九番、五一〇番、字河原畑ケ四五五番、字向ノ平四五六番一、四五七番一、四五七番二、四五八番から四六一番まで、四六二番一、四六六番一、四六九番一、四七一一番一、四七三番一、四七七番一、字水ノ本四七八番一、字古川四八二番一、四八三番一、字ヨコミチノ上四八五番、字本宮ノ内峰四九八番一、四九八番二、四九九番一、四九九番二、五〇一番一、五〇一番二、五〇二番一、五〇二番二、五〇三番一、字本宮ノ内五〇四番一、五〇四番二、五〇五番一、五〇七番一、五〇七番二、五〇八番一、五〇八番二、五一一番、五二二番、字小原六六一番、六七〇番、字中畑六六二番、六六三番、六六四番一、六六四番二、六六五番から六六七番まで、六九二番一、六九三番、字上畑ノ下六六八番、六九五番三、字屋敷ノ後六七一番、六七二番、六七五番、字坂口土井ノ上六七三番、六七四番、字川バタ六八〇番、六八二番、六八四番、六八五番、字上ノ平六八六番

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
- 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県南部振興局並びに佐伯市役所に備え置いて縦覧に供する。）

大分県告示第三百三十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林に指定する予定である旨通知があった。

令和二年六月二日

大分県報（告示）

令和二年六月二日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 保安林予定森林の所在場所

佐伯市上浦大字浅海井浦字山ガラ一二五番一、字丸研一二六番一（次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 次の森林については、主伐は択伐による。
字山ガラ一二五番一（次の図に示す部分に限る。）、字丸研一二六番一
- (二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県南部振興局並びに佐伯市役所に備え置いて縦覧に供する。）

大分県告示第三百三十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林に指定する予定である旨通知があった。

令和二年六月二日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 保安林予定森林の所在場所

佐伯市蒲江大字畑野浦字真浦三〇五四番から三〇五七番まで、三〇五八番一、三〇五八番三、三一二〇番一、三一二〇番五、字金山谷三〇五九番、三〇六〇番一、三〇六〇番二、三〇六一番、三〇六二番、三〇六四番、三〇六五番、三〇六六番一、三〇六六番二、三〇六七番、三〇六九番・三〇七〇番・三〇七二番一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、三〇八一番一、三〇八二番一、三〇九五番一

二 指定の目的

土砂の流出の防備
三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は択伐による。
字真浦三〇五七番・字金山谷三〇五九番・三〇六〇番一・三〇六一番・三〇六二番
・三〇六四番・三〇六六番二・三〇六七番・三〇六九番・三〇七二番一(以上一〇筆
について、次の図に示す部分に限る。)

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町
村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県農林水産
部森林保全課及び大分県南部振興局並びに佐伯市役所に備え置いて縦覧に供する。)

大分県告示第三百三十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のとおり農林水
産大臣から保安林に指定する予定である旨通知があった。
令和二年六月二日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 保安林予定森林の所在場所

中津市山国町中摩字中園ノ上二六四六番一、二六四九番一、字久保田二六五〇番三

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は択伐による。

字中園ノ上二六四六番一・二六四九番一・字久保田二六五〇番三(以上三筆につい
て、次の図に示す部分に限る。)

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町

村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県農林水産
部森林保全課及び大分県北部振興局並びに中津市役所に備え置いて縦覧に供する。)

大分県告示第三百三十六号

林業種苗法(昭和四十五年法律第八十九号)第十条第三項の規定により、次のとおり生産
事業者の登録を行った。
令和二年六月二日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 登録番号

東部第十六号

二 生産事業者の氏名及び住所

福田 聡 子

杵築市大田永松千七百十五番地

三 生産事業の内容

1 種穂 採取

2 苗木 幼苗の育成

四 事業所の名称及び所在地

有限会社福田林業

杵築市大田永松二千百十七番地

大分県告示第三百三十七号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第三条第
一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として、次のとおり指定する。
令和二年六月二日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

指定区 域の名	市町村			所	在	地	番
	大字	字					

中山	佐伯市	長谷	楠ヶ鼻	九六八一番の一部(標柱六号と七号を結んだ線の東側の部分)、九六八二番一、九六八二番六、九六八二番二六、九六八二番二七、九六八二番三一、九六八二番三五、九六八二番七〇から九六八二番七三まで、九六八二番八〇、九六八二番一〇〇の一部(標柱八号と九号を結んだ線の西側の部分)、九六八二番一四一、九六八二番一四四、九六八二番一四五、九六八二番二一三、九六八二番二一四及び九六八二番二一九
上ノ地	佐伯市 直川	仁田原	長畑ヶ	四〇七六番の一部(標柱一号と二号を結んだ線の北側の部分及び標柱三号と四号を結んだ線の南側の部分)
木ノ下	豊後高 田市	白野	中村	二八七四番の一部(標柱四号から一号までを順次結んだ線の北側の部分)、二八八九番一の一部(標柱四号と五号を結んだ線の西側の部分)、二九七二番の一部(標柱三号から五号までを順次結んだ線の西側の部分)、二九七三番の一部(標柱三号と四号を結んだ線の南側の部分)、二九七五番の一部(標柱二号から四号までを順次結んだ線の南側の部分)、二九八〇番の一部(標柱二号と三号を結んだ線の南側の部分)、二九九一番の一部(標柱一号から三号までを順次結んだ線の南側の部分)及び二九九二番の一部(標柱二号と三号を結んだ線の南側の部分)
木ノ下			住寺ノ 久保 花ノ木 十兵衛 ヒラキ	九六八三番一の一部(標柱一号から五号までを順次結んだ線の北側の部分)及び九六八三番二の一部(標柱四号と五号を結んだ線の北側の部分) 九六八五番一、九六八五番三、九六八七番一、九六八七番二、九六八八番及び九六八九番一 九八五八番 九八六三番二から九八六三番八まで
宮迫	豊後大 野市大 野町	宮迫	岩ノ上	二の一部分(標柱一号と二号を結んだ線の東側の部分)、三〇一番の一部分(標柱一号と二号を結んだ線の東側の部分)及び三〇二番の一部分(標柱一号と二号を結んだ線の東側の部分)
近地	豊後大 野市朝 地町	朝地	柳井原	七六七番三の一部(標柱五号と六号を結んだ線の東側の部分)、七六八番一の一部(標柱五号と六号を結んだ線の東側の部分)、七六八番二の一部(標柱四号と五号を結んだ線の東側の部分)、七六八番三の一部分(標柱三号から五号までを順次結んだ線の東側の部分)、七六八番四から七六八番六まで、七七〇番の一部分(標柱二号と三号を結んだ線の東側の部分)、七七二番一の一部(標柱一号と二号を結んだ線の東側の部分)、七七二番二から七七四番四まで、七七四番一から七七四番三まで及び七七四番六から七七四番八まで
寺田				七七五番一、七七六番二の一部(標柱四号から七号までを順次結んだ線の東側の部分)、七七六番三、七七六番六から七七六番一二まで、七七七番の一部分(標柱六号と七号を結んだ線の南側の部分)、七七八番の一部分(標柱六号と七号を結んだ線の南側の部分)、七七九番一から七七九番三まで、七七九番七から七七九番九まで、七八〇番一から七八〇番四まで、七八〇番九から七八〇番一三まで、七八二番一、七八二番二、七八二番六、七八二番七、七八二番一、七八二番二、七八二番一、七八三番一、七八四番、七八五番一から七八五番三まで及び七八六番一から七八六番三まで
これらの土地に伴う国有地等無番地の全部				
<p style="text-align: center;">○選挙管理委員会告示</p>				

令和二年六月二日

大分県報(告示・選管委告示)

大分県選挙管理委員会告示第十号

次の団体は、政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第二項の規定により、令和二年四月一日以後政治活動（選挙運動を含む。）のために寄附を受け、又は支出をすることができない団体となった。

令和二年六月二日

大分県選挙管理委員会委員長

一 木 俊 廣

その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
自由を守る救国会	阿南 信義	吉田 映子	大分市河原内八二六
菅原一後援会	菅原 一	菅原 早百合	玖珠郡玖珠町大字帆足五四六一

大分県選挙管理委員会告示第十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定による政治団体の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

令和二年六月二日

大分県選挙管理委員会委員長

一 木 俊 廣

一 政党の支部（一以上の市町村の区域等を単位として設けられる支部）

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
自由民主党大分県中津市第四支部	今吉 次郎	梶原 あけみ	中津市鷹匠町九〇三―三	令 二・二・二六

二 その他の政治団体
国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日

いわさき貴博後援会	岩崎 貴博	岩崎 美保	大分市田尻九四六一	令 二・四・九
進よしかず後援会	進 義和	進 嘉代	大分市東春日町七一―三 外苑レジデンス一〇六号	令 二・四・二四

大分県選挙管理委員会告示第十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和二年六月二日

大分県選挙管理委員会委員長

一 木 俊 廣

一 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	異動の内容		異動年月日
			新	旧	
自由民主党 白杵市支部	牧 宣雄	会計責任者の氏名	大塚 州章	匹田 郁	平三一・四・一
自由民主党 大分県大分市第十支部	衛藤 博昭	主たる事務所の所在地	大分市北鶴崎一―一―三一	大分市西鶴崎一―一―一八―二―一	令 二・三・一
自由民主党 大分県柔道整復師会支部	江崎 博明	代表者の氏名	江崎 博明	加藤 和信	令 元・五・二六
		会計責任者の氏名	首藤 彰典	土谷 恵一	

自由民主党 大分県豊後 高田市第一 支部	駕海 豊	会計責任者 の氏名	成貞 一廣	山田 泰憲	令二・二・一	えとう博昭 総合後援会	甲斐 敬一	会計責任者 の氏名	森永 隆美	令二・三・四	自由民主党 久住町支部	大窪 万康	会計責任者 の氏名	関 明	令元・五・三〇	大石祥一後 援会	大石 祥一	会計責任者 の氏名	上田 智仁	令二・二・二九	自由民主党 鶴見支部	玉田 茂	会計責任者 の氏名	濱野 芳弘	令二・四・一	大分県看護 連盟	安東 和代	主たる事務 所の所在地	大分市豊饒二一 七―大分県看 護研修会館内	令二・一・一一	自由民主党 中津市連合 支部	毛利 正徳	会計責任者 の氏名	高野 良信	令二・四・一	大分県柔道 整復師連盟	江崎 博明	代表者の氏 名	江崎 博明	令元・五・二六	自由民主党 ヒューマン ・ライツお おいた支部	須藤 学	代表者の氏 名	須藤 学	令二・二・二八	二 その他の政治団体	政治団体の 名称	代表者の氏 名	異動事項	異動の内容	異動年月日	安部たけひ ろ後援会	小野 達也	代表者の氏 名	小野 達也	令二・三・二	感動まちづ くり構想推 進協議会	瑞木 一博	代表者の氏 名	瑞木 一博	令二・三・一〇	阿部ながお 後援会	阿部 恒次	会計責任者 の氏名	阿部 敬一	令二・四・一	元気力ネッ トワーク・ うすき	甲斐 まゆ み	代表者の氏 名	甲斐 まゆ み	令二・二・二三	泉武弘政策 研究所	泉 武弘	会計責任者 の氏名	泉 武弘	令元・一二・三二	板倉えいき 政治経済研 究会	板倉 永紀	主たる事務 所の所在地	大分市三ヶ田町 三―三―一六	令二・一・一一	幸福実現党 日田後援会	坂本 伸子	会計責任者 の氏名	池田 希世斗	令元・一二・二五	上田 敦子	西 澄夫	令元・一〇・一五	令元・一二・二五

令和二年六月二日

大分県報（選管委告示）

政治結社憂国皇志塾	井上 秀樹	主たる事務所所在地	大分市家島四七 九一―	大分市三川下一 一―七ベル三 川二〇一―号	令 元・一二・三二	政治活動委員会	会計責任者の氏名	上田 智仁	谷川 淳一	令 二・三・一八
税理士による岩屋毅後援会	財前 朗担	代表者の氏名	財前 朗担	羽生 正宗	令 元・一〇・一	はの政治政策研究センター	会計責任者の氏名	羽野 武男	川津 初男	令 二・二・一
税理士による衛藤征士郎後援会	小ヶ内 聡	代表者の氏名	小ヶ内 聡行	財前 朗担	令 元・一〇・一	原田啓介後援会	主たる事務所所在地	日田市中央一 一―一	日田市中央一 三―五七	令 二・二・一
相馬たかし後援会	佐藤 健治	会計責任者の氏名	大久保 吉実	梅木 敏弘	令 二・三・一	一滴塾清水ひろき後援会	代表者の氏名	清水 博木	清水 泰博	令 二・三・一六
相馬たかし後援会	相馬 尊重	会計責任者の氏名	大久保 吉実	梅木 敏弘	令 二・三・一	堀よしのりと心豊かな大分を創る会	主たる事務所所在地	中津市蛸瀬四七 〇―三	中津市東本町二 一―八―二	平三一・四・一
高橋弘巳総合後援会	高橋 弘巳	代表者の氏名	高橋 弘巳	有田 利治	令 二・三・一八	松下善法後援会	会計責任者の氏名	松下 善法	神崎 孝徳	令 二・二・二〇
唯有幸明後援会	田辺 征一	会計責任者の氏名	藤波 真一郎	荒木 義信	令 二・二・二二	松本ひろあき後援会	代表者の氏名	安東 宏一	江口 勝義	平三一・二・一〇
多田羅純一後援会	多田羅 純一	会計責任者の氏名	清末 武志	今富 大輔	令 元・九・一	大分県選挙管理委員会告示第十三号	その他の政治団体	大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣		
中島章二後援会「住みたい日田をつくる会」	梅山 忠信	会計責任者の氏名	中島 孝子	藤本 ゆかり	令 二・二・一	政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公表する。				
永松悟後援会	永松 悟	主たる事務所所在地	杵築市大字南杵 築一六一九―七	杵築市大字杵築 一三二一―一五	令 二・三・八					
日本製鉄大分労働組合	松尾 竜二	代表者の氏名	松尾 竜二	上村 朝雄	令 元・九・二六					

あだちかずみ後援会	安達 かずみ	令元・一二・三二	<p>大分県選挙管理委員会告示第十四号</p> <p>政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定による資金管理団体の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。</p> <p>令和二年六月二日</p> <p>大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣</p>	<p>大分県選挙管理委員会告示第十六号</p> <p>政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第三号の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。</p> <p>令和二年六月二日</p> <p>大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣</p>	進 義和	大分市議会 議員	進よしかず	大分市東春日町七一三 外苑レジデンス一〇六号	令二・四・二四				
釜口孝後援会	釜口 公人	令元・一二・三二			衛藤明和後援会	衛藤 明和	令元・一二・三二	資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	異動の内容	異動年月日	
小野ひろとし後援会（通称「かがりびの会」）	山本 泰光	令元・一二・三二			くばる和弘後援会	久原 和弘	令元・五・一	久原 和弘	くばる和弘後援会	令元・五・一	新	旧	
古森三千年後援会	久原 和弘	令元・五・一			吉岡みちこ後援会	吉岡 美智子	令元・五・一	吉岡 美智子	吉岡みちこ後援会	令二・三・二			
竹内さよみを支援する会	西村 國武	令元・五・一			山下幸延後援会	菊池 豊吉	令元・五・三〇	山下幸延後援会	山下幸延後援会	令元・五・三〇			
田淵英久後援会	渡辺 喜八郎	令元・一二・三二			古田京太郎後援会	佐藤 仁藏	令二・三・三〇	古田京太郎後援会	古田京太郎後援会	令二・三・三〇			
長野信子後援会	田淵 英久	令元・一二・三二			森脇ちえみ後援会	森脇 ちえみ	平三一・四・三〇	森脇ちえみ後援会	森脇ちえみ後援会	平三一・四・三〇			
はぎの忠好後援会	諫元 正枝	令元・一二・五			秀平信介後援会	秀平 信介	令元・一二・三二	秀平信介後援会	秀平信介後援会	令元・一二・三二			
秀平信介後援会	森山 正昭	令元・一二・三二			大分県選挙管理委員会告示第十五号	政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第一号の規定による資金管理団体の届出をした者の氏名	政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第一号の規定による資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日	取消年月日			
あだちかずみ後援会	安達 かずみ	令元・一二・三二			大分県選挙管理委員会告示第十五号	政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第一号の規定による資金管理団体の届出をした者の氏名	政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第一号の規定による資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日	取消年月日			

令和二年六月二日

大分県報（選管委告示）

板倉 永紀	板倉えいき 政治経済研 究会	主たる事務 所の所在地	大分市三ヶ田町 三一三―一六	大分市三ヶ田町 九組―一	令二・一・一一
永松 悟	永松悟後援 会	主たる事務 所の所在地	杵築市大字南杵 築一六一九―七	杵築市大字杵築 一三二一―一五	令二・三・八

○人事委員会告示

大分県人事委員会告示第三号

職員任用に関する規則施行細則（昭和三十二年大分県人事委員会告示第一号）の一部を次のように改正する。

令和二年六月二日

大分県人事委員会委員長 石 井 久 子

別表第一の職員採用上級試験の項の採用試験の対象となる職の欄の第一号、第三号及び第四号中「一級」の下に「二級及び三級」を加える。

附則

この告示は、公示の日から施行する。

○公 告

次のとおり契約者等について公示する。

令和二年六月二日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 随意契約に係る役務の名称及び数量

令和二年度税総合及び自動車税システム維持管理委託業務 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

大分県総務部税務課

大分市大手町三丁目一番一号

三 随意契約の相手方を決定した日

令和二年四月一日

四 随意契約の相手方の氏名及び住所

富士通株式会社大分支店 支店長 福田 巧

五 大分市東春日町十七番五十八号
随意契約に係る契約金額
五千三百八十万三千二百円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

六 契約の相手方を決定した手続
随意契約

七 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十一条第一項第一号に該当

次のとおり契約者等について公示する。

令和二年六月二日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 随意契約に係る役務の名称及び数量

令和二年度大分県自治体情報セキュリティクラウド運用管理業務 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

大分県商工観光労働部情報政策課

大分市大手町三丁目一番一号

三 随意契約の相手方を決定した日

令和二年四月一日

四 随意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社オーイーシー 代表取締役社長 加藤 健

五 随意契約に係る契約金額

四千五百六十七万二千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

六 契約の相手方を決定した手続

随意契約

七 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十一条第一項第二号に該当

令和二年五月十九日付け大分県報第一〇七号により公告した競争入札参加者の資格に関する公示及び一般競争入札の実施を取り消す。

令和二年六月二日

大分県 大分県 大分県 大分県

令和2年度大分県職員採用上級試験（社会人経験者）公告

令和2年6月2日

大分県人事委員会

次のとおり、令和2年度大分県職員採用上級試験（社会人経験者）を行います。

1 試験区分、採用予定者数及び職務の内容

種類	試験区分	採用予定者数	職務の内容
上級	行政 (社会人経験者)	15人	知事部局、教育委員会等に勤務し、一般行政事務に従事します。
	総合土木 (社会人経験者)	5人	知事部局又は企業局に勤務し、専門の業務に従事します。

注1 申込みできる試験区分は、いずれか一つに限りません。

また、申込書の受付後に試験区分を変更することはできません。

注2 採用予定者数は、今後の欠員等の状況により変更になることがあります。

注3 試験区分「総合土木」は、「土木」と「農業土木」を統合した職種です。

2 受験資格

(1) 年齢等

昭和36年4月2日以降に生まれた者（学歴は問いません。）

(2) 令和2年7月31日現在で民間企業等における職務経験を5年以上有する者

「民間企業等における職務経験」は、民間企業の従業員、自営業者、公的機関等において、6箇月間以上継続して従事した期間（1週間の所定労働時間が30時間以上のもに限る。）が該当します。

ただし、以下の点に注意してください。

- ・職務経験が複数の場合通算できません。ただし、同一期間内に複数の職務に従事した場合はいずれか一の職歴に限りません。
- ・連続して3箇月間を超えて従事していない期間（産前産後休暇を除く。）は職歴から除きます。

・独立行政法人国際協力機構（JICA）が実施する国際貢献活動（青年海外協力隊等）及び総務省の事業として地方公共団体が実施する「地域おこし協力隊」として活動

していた期間は、職務経験に含めることができます。

なお、最終合格決定後、職務経歴等の確認のため、職務証明書等を提出していただきます。受験資格を満たさないことが判明した場合や受験申込書の記載事項に虚偽があった場合は、採用される資格を失うことがあります。

(3) 国籍

日本国籍を有しない者も受験できます。

ただし、日本国籍を有しない者は、採用時に職務に従事可能な留資格がない場合は採用されません。

また、日本国籍を有しない者の任用に当たっては、「公権力の行使又は公の意思形成への参画に携わる職には就けない」という公務員の基本原則に沿った任用が行われます（詳しくは6を参照してください。）。

(4) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に該当する者は受験できません。

3 試験の実施

(1) 試験日時及び試験会場

試験	試験日時	試験会場	備考
第1次試験	令和2年9月27日（日） 入室開始 午前9時30分 着席完了 午前10時	大分会場 大分県立大分西高等学校 （大分市新春日町2丁目1番1号） 大分県庁 （大分市大手町3丁目1番1号）	大分会場又は関東会場 のいずれかを選択してください。
第2次試験	令和2年11月14日（土） 又は15日（日）	大分県公文書館 （大分市王子西町14番1号）	試験日時は第1次試験合格通知書に記載します。

令和二年六月二日

大分県 大分県

注1 試験会場への自動車の乗り入れ及び試験会場周辺における駐車や送迎時の駐車車はできません。

注2 今後の新型コロナウイルス感染症拡大の状況によっては、試験の延期や会場の変更など緊急連絡事項をお知らせする場合があります。これらの事項について変更がありましたら、大分県のホームページ「大分県職員採用情報」に掲載しますので、適宜確認してください。

(2) 試験の内容
次の試験を大学卒業程度の内容で実施します。

ア 第1次試験
受験者全員に対して次の試験種目を実施します。

(ア) 基礎能力試験
多様な業務に共通して求められる汎用的な知的能力について70問の択一式による筆記試験 (SPI3 (能力検査のみ)) をします。
(1時間10分 60点)

(イ) 論文試験 (「行政 (社会人経験者)」で実施)
社会人経験により培われた能力、公務に取り組み意欲及び職務の遂行に必要な論理的思考力等について筆記試験をします。
(1時間30分 1,600字以内 140点)
なお、基礎能力試験の成績が一定の基準に達しない場合、論文試験の採点は行いません。

(ウ) 専門試験 (「総合土木 (社会人経験者)」で実施)
専門的知識及び技術等の能力について記述式による筆記試験をします。
(1時間30分 140点)
出題分野は別表のとおりです。

イ 第2次試験
(ア) 適性検査
受験者全員に対して、職務の遂行に必要な適応性について検査をします。
なお、試験は第1次試験日に実施しますが、判定は第1次試験合格者のみ行い、面接試験の参考資料にします。

(イ) 面接試験
人物について個別面接 (1回25分～30分程度の面接を2回実施) による試験をします。

<p>ウ 合格者の決定方法 (400点) 最終合格者は第1次試験及び第2次試験の得点を合計した総合得点の高得点順に決定します。第1次試験において、基礎能力試験の得点が基準に達しない場合、論文試験の採点は行いません。 また、各試験種目にはそれぞれ合格基準があり、その合格基準に達しない場合は不合格となります。したがって、総合得点及び総合順位が上位であっても不合格となる場合があります。 なお、合格基準は大分県のホームページに掲載しています。</p>				
<p>(3) 試験結果の発表</p>				
試験	発表の時期	発表の方法		
第1次試験	令和2年10月22日 (木) 午前9時	合格者には合格通知書を郵送します。 また、合格者の受験番号は、大分県のホームページに掲載します。		
第2次試験	令和2年11月下旬			
<p>注1 合格者に郵送する合格通知書は、延着又は不着となる場合があるので、必ず大分県のホームページで確認してください。</p> <p>注2 第1次試験合格者に郵送する第1次試験合格通知書において、第2次試験の日時等を指定するので、第1次試験合格通知書が10月26日 (月) までに到着しない場合は、直ちに大分県人事委員会事務局にお問い合わせください。</p> <p>4 試験結果の情報提供 (1) 口頭による開示請求 大分県個人情報保護条例 (平成13年大分県条例第45号) 第21条第1項の規定により、口頭で開示請求することができます。受験者本人が本人であることを証明する書類 (運転免許証、学生証、パスポート等 (原則として顔写真付きのもの)) を持参の上、午前8時30分から午後5時15分までの間に、大分県人事委員会事務局まで直接お越しください (日曜日、土曜日及び祝日を除きます)。</p>				
試験	開示請求できる者	開示内容	開示期間	開示場所
第1次試験	第1次試験不合格者 (途中棄権者を除く。)	試験種目別得点、総合得点及び総合順位	合格発表の日から起算して1箇月間	大分県人事委員会事務局 (大分県市町村会館6階)

第2次試験	第1次試験合格者		
<p>(2) 郵送による情報提供 希望者は、住所、氏名、試験区分及び受験番号を記載した返信用長形3号封筒(235mm×120mm)を用意し、404円(簡易書留相当)分の切手を貼り、第1次試験当日に持参してください。提供する内容は(1)の口頭による開示請求と同じです。</p>			
<p>5 採用及び給与 (1) 合格から採用まで ア 最終合格者は、大分県人事委員会の採用候補者名簿(原則として確定後1年間の有効)に成績順に登録されます。大分県人事委員会は、任命権者(知事)からの請求に応じて採用候補者を成績順に提示し、任命権者の中から採用者を決定します。 イ 採用予定時期は、原則として令和3年4月1日です。 ウ 最終合格者数は最終合格発表後の辞退を考慮して、採用予定者数よりも多く決定する場合があります。その場合、試験に合格しても成績が下位の者は採用されないことがあります。</p>			
<p>エ 受験資格がないことが判明した場合は、合格を取り消します。 (2) 給与 ア 給料月額 初任給は、採用前の職歴等を勘案の上、決定されます。例えば、採用時の年齢が30歳で、大学卒業後民間企業等における職務経歴年数が8年の場合、月額226,800円程度(令和2年4月1日現在)です。 なお、初任給の上限は、職務経歴年数にかかわらず月額346,800円(令和2年4月1日現在)です。 イ 給料以外の主な諸手当 勤務意欲等に応じて、扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。</p>			
<p>6 日本国籍を有しない者の任用 日本国籍を有しない者の任用に当たっては、「公権力の行使又は公の意思形成への参画に携わる職には就けない」という公務員の基本原則に沿った任用が行われます。 次のような「公権力の行使又は公の意思形成への参画に携わる職」に該当する職務に従事することはできませんが、それ以外の職務には従事できます。 (公権力の行使に該当する主な職務の例) ・税の賦課決定、徴収及び滞納処分</p>			
<p>・法令(条例及び規則を含む。以下同じ。)に基づく許認可(法人設立認可等) ・法令に基づく行政上の即時強制、立入検査及び取締り ・公物管理権に基づく権力作用の行為(施設の使用許可、立入許可等) ・法令に基づく補助金、交付金、貸付金等の決定事務 ・その他行政目的を達成するために法令によって認められた権能に基づいて一方的な判断で県民の権利義務その他法的地位を具体的に決定する行為 (公の意思形成への参画に携わる職)</p> <p>7 受験手続 (1) 受験案内の請求 受験案内は、次の県の機関で配布します。</p>			
機 関 名	所 在 地 等		
大分県人事委員会事務局	〒870-0022 大分市大手町2-3-12 (大分県市町村会館6階) 電話 097-506-5212		
大分県東部振興局	〒873-0504 国東市国東町安国寺786-1 (国東総合庁舎) 電話 0978-72-1212		
大分県南部振興局	〒876-0813 佐伯市長島町1-2-1 (佐伯総合庁舎) 電話 0972-22-0390		
大分県豊肥振興局	〒878-0013 竹田市大字竹田字山手1501-2 (竹田総合庁舎) 電話 0974-63-1171		
大分県西部振興局	〒877-0004 日田市城町1-1-10 (日田総合庁舎) 電話 0973-23-2200		
大分県北部振興局	〒879-0454 宇佐市大字法鏡寺235-1 (宇佐総合庁舎) 電話 0978-32-1170		
豊後高田土木事務所	〒879-0621 豊後高田市是永町39 (豊後高田総合庁舎) 電話 0978-22-2285		
別府土木事務所	〒874-0840 別府市大字鶴見字下田井14-1 電話 0977-67-0211		

臼杵土木事務所	〒875-0041 臼杵市大字臼杵字洲崎72-254 電話 0972-63-4136
豊後大野土木事務所	〒879-7131 豊後大野市三重町市場1123 (豊後大野総合庁舎) 電話 0974-22-1056
玖珠土木事務所	〒879-4413 玖珠郡玖珠町大字塚脇137-1 (玖珠総合庁舎) 電話 0973-72-1152
中津土木事務所	〒871-0024 中津市中央町1-5-16 (中津総合庁舎) 電話 0979-22-2110
大分県東京事務所	〒104-0061 東京都中央区銀座2-2-2 (ビューリック西銀座ビル6階) 電話 03-6862-8787
大分県大阪事務所	〒530-0001 大阪府大阪市北区梅田1-1-3-2100 (大阪駅前第3ビル21階) 電話 06-6345-0071
大分県福岡事務所	〒810-0001 福岡県福岡市中央区天神2-14-8 (福岡天神センタービル10階) 電話 092-721-0041
大分県立図書館	〒870-0008 大分市王子西町14-1 電話 097-546-9972

注 郵便で請求する場合は、120円切手を貼った宛先明記の返信用角形2号封筒(240mm×332mm)を同封し、大分県人事委員会事務局に請求してください。

封筒の表左側に、「上級(社会人経験者)受験案内請求」と赤書きしてください。

(2) 受付期間

令和2年8月3日(月)～同月21日(金)

注 受付期間中に正常に到達したものに限り受け付けます。

(3) 申込書の提出

大分県のホームページから「インターネットによる申込み」にアクセスし、申込画面上の注意事項を十分確認の上、直接申し込んでください。申込みを正常に受け付けた際には「申請受付のお知らせ」を電子メールで返信するので、必ず確認してください。返信が届かない場合は、大分県人事委員会事務局まで連絡してください。

(4) 申込者への受験票の送付

受験票は8月下旬に電子メールにより送信するので、各自で印刷し、通常はがきの大きさ・厚さの紙に貼り付けてください。

なお、9月2日(水)までに受験票が届かない場合は、大分県人事委員会事務局にお

問い合わせください。

(5) その他

受験票は写真を貼った上、第1次試験当日に必ず持参してください。

8 受験上の配慮

車いすの使用等受験に際して配慮を希望する方は、試験会場の準備のため、申込みの際に大分県人事委員会事務局までお知らせください。

9 問合せ先ほか

大分県人事委員会事務局
電話 097-506-5212
大分県ホームページ「大分県職員採用情報」
<http://www.pref.oita.jp/site/saiyouzyouhou/>

種類	試験区分	出題分野
上級	総合土木 (社会人経験者)	土質工学、構造力学、水理学、土木計画(河川・道路・都市計画)、建設環境、測量学、農業水利、農村環境整備、農業土木構造物、農地工学